

企画提案書評価基準

業務委託名：宿泊施設誘致可能性調査事業

1 特定方法

宿泊施設誘致可能性調査事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。
下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点及び評価基準は下表のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
基本事項 (5点)	①目的・内容の妥当性	・業務の目的、内容は合致しているか。 ・業務を効果的効率的に実施するための提案がされているか。	5点
提案に対する 評価 (90点)	②実施体制	安定的に業務を遂行する能力・体制が整っているか。	10点
		事業実施全体スケジュールは具体的かつ実現可能な内容か。	5点
		同種・類似した業務の実績があるか。	15点
	③施設運営事業者等への ヒアリング	施設運営事業者等の選定は適切か	10点
		ヒアリング方法、項目は適切か	5点
	④誘致対象エリア	対象エリアの選定方法は適切か	15点
	⑤所有者へのヒアリング	ヒアリング方法、項目は適切か	10点
	⑥不動産関係者	不動産業者等の選定及び情報交換の内容は適切か	5点
⑦報告書	誘致に向けた具体的な提案報告が期待できるか	10点	
⑧その他	その他加点に値する効果的な事業実施となる提案がされているか。	5点	
社会貢献活動等に係る認証等の有無 (5点) (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点	企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認定 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活用宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業のCSR活動表彰（注1）	5点	
合計			100点

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 企画提案書の特定

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の満点は600点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員6人)
- (3) 各評価委員の採点の合計点360点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (4) (2)、(3)にもかかわらず、評価項目①～⑦のうち評価委員1人でも最低点がある場合は、評価委員会で協議し、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「②実施体制」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「③施設運営事業者等へのヒアリング」が高い者を上位とする。